

# 価格転嫁・取引適正化の取組の状況について

令和8年6月

# 価格転嫁・取引適正化に関する最近の動向

## 所信表明演説（令和7年10月24日）

政府として、「継続的に賃上げできる環境を整える」ことを表明。  
「国・地方自治体から民間への請負契約単価を、物価上昇等を踏まえて適切に見直し」、「生産性向上支援、事業承継やM&Aの環境整備、更なる取引適正化等を通じ、賃上げと設備投資を強力に後押し」するように指示。



## 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日）

「官公需において、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う」  
「価格転嫁・取引適正化の徹底」  
「サプライチェーン全体での取引適正化・商慣習是正」 等を盛り込む

## 第1回賃上げに向けた中小企業等の活力向上のためのワーキンググループ（令和7年12月22日）

賃上げに向けて、官公需を含む価格転嫁・取引適正化、省力化投資を含む生産性向上等の諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、佐藤内閣官房副長官の総覧の下、ワーキンググループを開催。  
業所管省庁と業界とが連携した取引適正化、労務費指針の改正等について報告。

## 第2回賃上げに向けた中小企業等の活力向上のためのワーキンググループ（令和8年4月6日）

「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」を公表。  
警備・ビルメンテナンス業における価格基準の見直しなど官公需における取組等を推進していくことを確認。

# 価格転嫁・取引適正化に関するこれまでの取組内容

- 賃上げに向けた中小企業等の活力向上のためのワーキンググループでは、**民民取引・官公需**を含め、**価格転嫁・取引適正化**の取組を推進してきた。

## 業界団体と連携した民民取引についての取組例

- 業界団体や地方自治体に対して、大臣等の**ハイレベルから取引適正化の要請**を実施。（令和7年2月～）
- 業界団体と連携した、**中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法等についての周知**、業界向け説明会の開催。（令和7年6月～）
- 取適法・振興法を踏まえた、**自主行動計画の策定・改定**の要請、実施の徹底。（令和7年6月～）
- **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正**、業界団体への周知。（令和8年1月～）
- **中東情勢**による原材料等のコスト上昇を考慮した**価格転嫁の配慮要請**。（令和8年3月）

## 官公需についての取組例

- ビルメンテナンス・警備の契約において、**総合評価落札方式の適用拡大**や、**低入札価格調査基準の見直し**を行うことについて、府省庁等で申し合わせ。（令和7年12月）
- 「**官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン**」を策定。各省庁において、目標を達成することについて確認。実勢価格を踏まえた**予定価格の作成**や**低入札価格調査制度・最低制限価格制度**の徹底と**価格基準の見直し**等、国等・地方公共団体において**100%実施すべき措置**を示す。（令和8年4月）
- **中小企業庁における実態把握**、**総務省による取組状況が芳しくない地方公共団体に対する個別の改善指導、伴走支援、知見や改善事例の横展開**の実施を決定。（令和8年4月）

# 令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針の概要

- 官公需法※に基づき策定する、令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を**本年4月21日に閣議決定**。同基本方針には、中小企業者の受注機会の増大に向けた数値目標と、具体的に取り組むべき措置を定めている。  
※官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律
- 地方公共団体も、国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努めなければならないとされている。

## 契約目標

**中小企業者向け契約目標**：官公需総額に占める割合**61%**、契約額**約6.5兆円**

(参考) 国等(府省庁、独立行政法人、国立大学法人等)の官公需総額は約11兆円(R6年度実績)。

## 措置事項のポイント

### (1) 価格転嫁・取引適正化の徹底

- 価格交渉時に一方的に価格を決定することなく、迅速かつ適切に協議を行うことを明確化
- 価格交渉時に受注者が提示する公表資料を合理的な根拠として尊重することを明確化
- 契約の途中で実勢価格に変化が生じた場合には入札による契約を含め再交渉が可能であることを明確化

### (2) ダンピング防止の徹底

- 低入札価格調査制度の導入を徹底(現状R6年度71%)
- ビルメンテナンス・警備の契約における低入札価格調査発動基準の引上げ(本年4月に8割程度に引上げ済)

### (3) 品質や機能の適切な考慮

- ビルメンテナンス・警備の調達における価格以外の要素も評価する総合評価落札方式の適用拡大を明記
- 燃料調達の際に、災害時に備えて地域内に燃料供給拠点を有することが要件となり得ることを明確化

### (4) 取組状況の把握・見える化

- 措置を未実施の場合の理由の公表
- 国等から受注した中小企業を対象とした調査の拡充

### (5) 人事評価における配慮

- 発注担当職員の積極的な価格転嫁・取引適正化の取組について、人事評価で配慮

# 官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの概要

- 令和8年4月6日の「第2回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、政府として、**国等の契約の基本方針の措置事項のうち特に取組を加速すべきものを特定し、令和8・9年度の2か年で100%の実施を目指すこととした。**
- 国等及び地方公共団体における取組が進むよう、同ワーキンググループ等において**フォローアップ**を行う。

## 加速化プランで100%実施を目指すとした項目（抜粋）

- 発注に当たって作成する**予定価格への最新の实勢価格の反映**
- **低入札価格調査制度（または最低制限価格制度）の活用**
- 契約期間中に発生した**労務費、原材料費、エネルギーコスト等への上昇へ誠実な対応、契約書への明記**
- 組織内で利用する**契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定**
- **知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮（著作権や中間生成物の無償譲渡を求める記載を行わない）**

## 第2回中小WGにおける佐藤内閣官房副長官指示事項（抜粋）

- 関係府省庁においては、「**官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン**」について、**提示された措置を今年度・来年度の2年間で100%実施**できるよう、**地方支分部局や所管の独立行政法人等を含め、スピード感を持って実行に移すこと**。また、中小企業庁においては、**取組状況の見える化を進めること**。
- また、地方自治体における価格転嫁を進めることは重要であり、中小企業庁においては、**各機関における取組や価格転嫁の状況調査による実態把握を進め、その結果を情報連携したうえで、総務省においては、取組状況が芳しくない自治体に対して個別の改善指導、伴走支援を行い、改善が具体的に確認されるまでフォローアップ**をすること。また、**得られた知見や改善事例を他の地方自治体への指導・助言の際に活用し、横展開を図ること**。

# 官公需の取引状況に関する実態把握の強化

- 官公需における価格転嫁・取引適正化の実態把握を強化するため、官公需に特化して、受注側の中小企業に対し、国等・地方公共団体との取引状況を把握するための調査を実施する。
- 併せて、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく措置状況調査について、小規模な自治体を含め、全自治体に対象を拡充し、実施する。両調査ともに、結果は年度内に公表予定。

受注者による評価

## これまでの調査（価格交渉促進月間フォローアップ調査）

全国の中小企業にアンケートを配布し、10社以上の中小企業から回答があった発注者（国等・地方公共団体）の状況を公表

### 課題

- 官公需取引を行っているか否かを問わず、調査票を配布しているため、全回答のうち、官公需に関するものの件数が限られる。

「発注者リスト」に状況を公表した機関は **89機関のみ**（2025年9月調査結果）

## 新たな調査（官公需における取引状況調査）

国等・地方公共団体から契約先リストを提出していただき、当該リストに掲載された中小企業に対し調査を実施

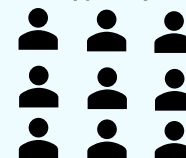
国等・地方公共団体  
(1,984機関)



契約先リスト提出  
(取引のある中小企業情報)



中小企業  
(取引先)



より多くの機関の、受注側中小企業による評価結果をリスト形式で整理し、公表予定

発注者による自己点検

## 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく措置状況調査

### ■ 調査対象

- 国等（※） 196機関
- 都道府県 47機関
- 人口10万人以上の市町村 258機関
- 東京都特別区 23機関

（※）府省庁、独立行政法人、国立大学法人等

### ■ 調査対象

- 国等 196機関
  - 都道府県 47機関
  - すべての市町村 1,718機関
  - 東京都特別区 23機関
- 合計1,984機関

人口10万人未満の小規模な自治体においても、主要な項目について、措置の状況を確認

# 各業界においてみられる主な商慣習について

- 各業界において引き続き、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が確認されている。
- 商慣習の是正のため、業所管省庁と業界団体が連携し、**具体的な行動に移していくことが必要。**

## 減額（歩引きやリベート等を含む）

- 食品製造業
- 繊維業
- 建材・住宅設備業
- 紙・紙加工業
- 機械製造業
- 電機・情報通信機器製造業
- 自動車・自動車部品製造業
- トラック運送業
- 小売業

## 型、治具等の無償保管

- 建材・住宅設備業
- 紙・紙加工業
- 金属業
- 機械製造業
- 電機・情報通信機器製造業
- 自動車・自動車部品製造業

## 契約後の仕様・納期変更/返品

- 繊維業
- 建材・住宅設備業
- 印刷業
- 金属業
- 機械製造業
- 自動車・自動車部品製造業
- 放送コンテンツ業
- 情報サービス・ソフトウェア業
- 広告業

## 発注書面の不交付

- 印刷業
- 通信業
- 放送コンテンツ業
- 情報サービス・ソフトウェア業
- 広告業

## 原材料、在庫保管の強要

- 食品製造業
- 繊維業
- 機械製造業
- 電機・情報通信機器製造業

## 知的財産権の帰属・侵害

- 建材・住宅設備業
- 印刷業
- 機械製造業
- 放送コンテンツ業
- 情報サービス・ソフトウェア業

※過去の取適法（下請法）上の勧告事例や取引Gメンヒアリングの内容等を参考に中企庁作成。

## 具体的な改善取組の例

### 取引実態把握

（業界団体主体の取組）

業界団体会員企業側から取引先に対して、取引実態に関する調査を実施。実務実態の把握を行うとともに、アンケートの内容に関連したKPIを業界として設定し、会員企業の達成状況を継続的にフォローアップする。

### 標準契約事項の決定

（業界団体主体の取組）

価格や仕様の変更、在庫の取り扱いや検査プロセス等について適切に定めた「標準契約書」を作成し、周知を徹底。会員企業については、その使用を努力義務化し、使用率をKPIとして実績値を収集・可視化する。

### 官民連携の検討会

（行政主体の取組）

業所管課と業界団体とが中心となり、サプライチェーン上の関係者を集め、取引適正化を議題とする会議を開催。実務上の課題や業界特性を踏まえた具体的なアクションの検討を前に進める。

# 自主行動計画改定の最新の状況①

- 令和8年6月1日時点で、取引適正化に関する自主行動計画が34業種において策定されている。**法改正を踏まえた改定が済んでいるのは80団体、改定作業中は14団体。**
- 令和7年12月時点と比較し、改定済みの団体は11→80と69団体増加。引き続き残りの団体についても法改正内容を自主行動計画へ反映させていく必要。

## 改定済みの団体一覧（80団体）

全国警備業協会（R7.9）  
テレコムサービス協会（R7.10策定）  
日本インターネットプロバイダー協会（R7.10策定）  
大手家電流通協会（R7.12策定）  
デジタルメディア協会（R7.12策定）  
日本万引防止システム協会（R7.12策定）  
電子情報技術産業協会（R7.12.9）  
住宅生産団体連合会（R7.12.17）  
日本製紙連合会（R7.12.22）  
日本自動車工業会（R7.12.24）  
全国木材組合連合会/全国木材協同組合連合会（R7.12.25策定）  
日本自動車部品工業会（R7.12.25）  
カメラ映像機器工業会（R8.1）  
情報通信ネットワーク産業協会（R8.1）  
日本分析機器工業会（R8.1）  
日本航空宇宙工業会（R8.1）  
日本防衛装備工業会（R8.1）  
全国段ボール工業組合連合会（R8.1.1）  
全国農業協同組合中央会（R8.1.1）  
電気通信事業者協会（R8.1.1）  
日本ボランティアチェーン協会（R8.1.1）  
日本産業機械工業会（R8.1.1）  
全日本トラック協会（R8.1.7）

※改正法の趣旨を踏まえた自主行動計画を新規策定した団体含む。（）内は改定時期。

情報サービス産業協会（R8.1.8）  
日本電機工業会（R8.1.9）  
酒類業中央団体連絡協議会（R8.1.15）  
日本繊維産業連盟（R8.1.15）  
全国給食事業協同組合連合会（R8.1.16）  
日本外食品流通協会（R8.1.16）  
日本給食品連合会（R8.1.21）  
日本賃貸住宅管理協会（R8.2）  
日本造船工業会（R8.2.12）  
送配電網協議会（R8.2.18）  
ビジネス機械・情報システム産業協会（R8.2.21）  
全国森林組合連合会（R8.2.25策定）  
日本建設業連合会（R8.3）  
日本計量機器工業連合会（R8.3）  
日本工作機械工業会（R8.3）  
マンション管理業協会（R8.3.1）  
日本スーパーマーケット協会（R8.3.11）  
日本建材・住宅設備産業協会（R8.3.13）  
日本ロボット工業会（R8.3.16）  
日本電線工業会（R8.3.23）  
日本化学工業協会/塩ビ工業・環境協会/化成工業協会/石油化学工業協会/日本ゴム工業会/日本プラスチック工業連盟（R8.3.24）

信号工業協会（R8.3.25策定）  
日本金型工業会/日本金属熱処理工業会/日本金属プレス工業協会/日本工業炉協会/日本ダイカスト協会/日本鍛圧機械工業会/日本鍛造協会/日本鋳造協会/日本鋳鍛鋼会/日本バルブ工業会/日本粉末冶金工業会（R8.3.25）  
全国銀行協会（R8.3.27）  
日本伸銅協会（R8.3.27）  
日本鉄道車輛工業会（R8.3.27）  
日本アルミニウム協会（R8.3.31）  
放送コンテンツ適正取引推進協議会（R8.4）  
日本加工食品卸協会（R8.4.1）  
日本オフィス家具協会（R8.4.1）  
全日本ベッド工業会（R8.4.1）  
アジア家具フォーラム（R8.4.1）  
全国青果卸売市場協会（R8.4.9）  
日本中小型造船工業会（R8.4.14）  
日本フードサービス協会（R8.4.21）  
日本家具産業振興会（R8.4.28）  
全国ビルメンテナンス協会（R8.5）  
日本建設機械工業会（R8.5.13）  
食品産業センター（R8.5.19）  
日本フランチャイズチェーン協会（R8.6.1）  
全国魚卸売市場連合会（R8.6.1）

# 自主行動計画改定の最新の状況②

## 改定作業中の団体一覧（14団体）

日本鉄鋼連盟  
日本半導体製造装置協会  
日本ガス石油機器工業会  
日本DIY・ホームセンター協会  
日本チェーンドラッグストア協会  
全国スーパーマーケット協会  
日本印刷産業連合会  
日本広告業協会  
日本動画協会  
日本映画製作者連盟／日本映画製作者協会／  
日本映像職能連合／日本映画制作適正化機構  
全国建設業協会

# 中小企業への中東情勢の影響（取引Gメンが聴取した生声）

- 本年3月～5月に実施した取引Gメンヒアリングの際に、中東情勢の影響による**原材料の調達環境の悪化や、コスト上昇**が確認されている。中小企業の取引環境について、引き続き動向を注視していく。

業種	受注側中小企業の生の声
非鉄金属製造業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 製品加工に使用する<b>潤滑油の入手が困難</b>になっている。3月中旬までは通常に手配すると入手できていたが、以降手配しても入手することができない。</li></ul>
パルプ・紙・紙加工品製造業	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>ナフサの輸入に影響</b>が出たことで、板紙を製造する際に使用する薬品・塗料や、トイレットペーパーの包装に使用するPP袋などの<b>原料価格が上昇</b>し、仕入先から近々10%程度の値上げをする旨の連絡がきている。</li></ul>
設備工事業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 建設業界では大打撃となっている。躯体などの<b>錆止め塗料</b>などが入手できず、<b>工期の遅れ</b>が発生する懸念が高まっている。また、<b>シンナーが品薄であり、価格も直近で80%の値上がり</b>となっている。</li></ul>
プラスチック製品製造業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 中東情勢が悪化した3月半ば頃からの約2週間で、<b>原材料の樹脂の仕入れ価格が40～50%急騰</b>した。製品によっては、欠品で入荷しないものも出てきており、自社は<b>原材料がなければ生産ができなくなる</b>ので心配している。</li></ul>
金属製品製造業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 米国関税及び中東情勢の影響で、<b>真鍮、アルミ、シール材等の原材料の値上げが顕著</b>である。今後も値上げが続きそうであり、<b>価格への転嫁が懸念</b>される。</li></ul>

# 2026年5月25日高市内閣総理大臣会見（抜粋）



中東情勢の影響を受けておられる中小企業・小規模事業者の皆様に対しては、政策金融公庫によります資金繰り支援の拡充、**価格転嫁の要請**、特別相談窓口の設置、雇用調整助成金の活用の支援などの支援を講じております。今後でございますが、業況が厳しい業種を追加して、信用保証による支援を強化いたしますとともに、**取引Gメンや建設Gメンなど1,000人体制で、中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図る**など、支援を強化してまいります。

## 中小・小規模事業者向け支援

### 【これまでの取組】

#### **資金繰り支援**

- ✓ 中東情勢の影響を受けている事業者に対して、日本公庫の貸付金利を引下げ（▲0.4%）

#### **価格転嫁**

- ✓ コスト上昇について、関係事業者団体（約1800）に対して、価格転嫁を要請
- ✓ 各府省庁・自治体に対しても、官公需の観点で、同様に要請。

※全国の政府系金融機関、商工団体等に「特別相談窓口」を設置（1053か所）。

#### **雇用対策**

- ✓ 全国のハローワーク等を通じて、雇用・労働への影響把握、事業主等への丁寧な相談や雇用調整助成金の活用支援を実施

### 【新たな取組】

#### **資金繰り支援の強化**

- ✓ 民間金融機関からも支援が受けられるよう、「業況が厳しい業種を追加指定」し、信用保証で支援

#### **価格転嫁の徹底**

- ✓ 取引Gメン等（1000人規模）により、プッシュ型で、中東情勢の影響の重点調査

#### **新事業進出支援**

- ✓ 「中東情勢の影響を克服するため新事業に進出する事業者」を補助金で優先採択